

ご自身の住まい再建の方法はお決まりですか？

住まい再建は、被害の程度にもよりますが長い時間が必要です。

今後の見通しが決まっていない方は、早めにご相談ください。

【相談先】

人吉市カルチャーパレス大ホール 相談ブース

(人吉市下城本町1578-1)

重 要

住まいが見つからない方に対して、建設型応急住宅（仮設住宅）を必要戸数準備しますので、必ず令和2年9月11日（金）までにお申し込みください。

注意：応急修理制度を利用される方は、建設型応急住宅（仮設住宅）は利用できません。

住まい再建の方法は3つあります。（詳細は市HPか相談ブースへ）

住まい再建までの流れがよくわからないという方は、裏面のフローチャートをご参考ください。

応急修理制度

住居が準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住居の屋根・壁、建具、配管・配線、衛生設備など日常生活に必要な最小限度の部分について、申込者が選定した者（業者等）に市が依頼し、応急的に修理します。

※応急修理期間中、住居に住むことができない方は、賃貸型応急住宅（みなし仮設）の併用が可能です。（最長6ヶ月）

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）として民間賃貸住宅を熊本県が最長2年間借り上げます。

※賃貸住宅はご自身で探していただきます。

建設型応急住宅（仮設住宅）

住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、建設型応急住宅（仮設住宅）を建設し、最長2年間提供します。

住まい再建のフローチャート

7月4日発災

避難場所

避難所・自宅の2階・親戚宅など

今後、どうされますか？

年内目途

仮住まい

自宅以外に住む

自宅を修理して住む

修理中はどこに住みますか？

子供・親戚宅に住む

建設型応急住宅に住む

公営住宅に住む

賃貸型応急住宅に住む

自宅の2階等に住む

子供・親戚宅に住む

公営住宅に住む

賃貸型応急住宅に住む
(原則6カ月以内)

建設型応急住宅に住む

最長2年間

応急修理制度を利用できる

応急修理制度を利用できない

最長2年後

再建場所

自宅建設(購入)
・修理

民間賃貸住宅入居

(災害)公営住宅
入居

被災時の自宅